

公益社団法人 神奈川県理学療法士会  
災害対策本部規定

公益社団法人 神奈川県理学療法士会 災害対策委員会

## 公益社団法人神奈川県理学療法士会 災害対策本部規程

### はじめに

大規模災害に限らない局地災害事案発生時における本会災害対策本部の設置，運営基準に関し必要な事項を定めるものとする。また災害支援活動開始から支援活動終了までのフローを本部運営に関わる事務局，担当理事，各部の理事・役員，および災害対策委員会委員長および委員が把握しておく必要がある。

- 第1条 目的
- 第2条 定義(※1)
- 第3条 機能と権能
- 第4条 構成員
- 第5条 下部組織
- 第6条 設置及び運営
- 第7条 開催
- 第8条 災害対策本部と災害対策委員会との関係性
- 第9条 災害対策本部と本会事務局との関係性
- 第10条 解散
- 第11条 改廃

(※1)内閣府 災害対策基本法 参照

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/kihonhou/index.html>

# 公益社団法人 神奈川県理学療法士会

## 災害対策本部規程

### (目的)

#### 第1条

この規程は、公益社団法人神奈川県理学療法士会(以下、本会とする)が設置する災害対策本部の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

#### 第2条

この規程における災害とは、内閣府災害対策基本法(第2条1項)および本会における災害時支援活動基本指針に規定された災害の範囲に準ずる。

### (機能と権能)

#### 第3条

本会災害対策本部は、災害発生後に、本件災害に局限して行う本会の対応について審議・決定するための臨時の機関とする。

2 災害対策本部の権能は、本会理事会に準ずるものとする。

### (構成員)

#### 第4条

災害対策本部長は、本会会長がその職務に充たる。会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理し、代理する順序はあらかじめ会長が指名した順序とする。

2 災害対策副本部長は、本会副会長をもって充てる。副会長が災害対策副本部長の職務を執行する順序は、あらかじめ会長が指名した順序とする。

3 災害対策本部員は、災害対策担当理事、事務局担当理事、事務所職員、災害対策委員をもって充てる。

### (下部組織)

第5条 災害対策本部の下に、災害対策本部事務局と災害対策委員会を置く。

2 災害対策委員会は、平時における地域組織対策本部の災害対策委員会がそのまま移行するが、災害対策本部直轄の部署として機能するものとする。

3 災害対策本部事務局は、事務局の一部がその機能を果たし、事務所職員が担当者として

業務にあたることとする。

(設置及び運営)

#### 第6条

災害の発生にあたり、本会会長は、定款施行規則に基づく会長権限により、この規定の適用を決め、災害対策本部を設置することができる。

2 設置期間は必要に応じて会長が定めるものとする。

(開催)

#### 第7条

災害対策に関する重要事項について審議・決定するため、災害対策本部は災害対策本部会議を開催する。

2 災害対策本部会議が審議・決定する重要事項には、次の各号を含むものとする。

- (1) 災害時の情報支援に係る本会の方針と活動内容
- (2) 災害時の人的支援に係る本会の方針と活動内容
- (3) 災害時の物的支援に係る本会の方針と活動内容
- (4) 災害時の経済的支援に係る本会の方針と活動内容
- (5) その他災害時に必要な支援に係る本会の方針と活動内容

(災害対策本部と災害対策委員会との関係性)

#### 第8条

災害対策委員会は、災害対策本部の設置に伴って、本部直轄の部署に移行する。

2 災害対策委員会は、災害対策委員長の指示の下、本会が行う災害支援活動を立案、調整して災害対策本部に上程し、その実施にあたっては工程管理を行い、その最終的な結果を災害対策本部に報告する。

(災害対策本部と本会事務局との関係性)

#### 第9条

本会災害対策本部事務局は、災害対策本部の設置に伴って、本部直轄の部署として、本会事務所内に設置される。

2 災害対策本部事務局長は、事務局長をもって充てる。事務局長に事故があるときは事務局担当理事がその職務を代理し、代理する順序はあらかじめ事務局長が指名した順序とする。

3 災害対策本部事務局は、災害対策本部会議の決定に基づき、災害対策委員会と密接に連携しながら、災害対策本部事務局長の指揮監督下で、次の各号に示す事務を処理する。

- (1) 災害情報を収集し、これを整理すること。
- (2) 災害対策本部会議の決定事項を本会の関係部署に伝え、その実施の促進を図ること。
- (3) 災害対策本部会議の決定事項を必要に応じて、公益社団法人日本理学療法士協会および各都道府県理学療法士会に伝達し、その実施の促進を図ること。
- (4) 災害対策本部会議の決定事項を被災した地域の理学療法士会災害対策本部（もしくはそれに該当する部署、以下同）に伝え、その実施の促進を図ること。
- (5) その他災害対策に必要な事務。

(解散)

#### 第10条

災害対策本部の解散は、本会会長が本会としての災害支援活動の終了を確認した上でこれを決議する。

2 災害対策本部の解散に伴い、災害対策本部事務局は解散し、災害対策委員会は平時活動へ移行する。

(改廃)

#### 第11条

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

### 附 則

1. この規程は、令和2年2月27日から施行する。